

議員提出第1号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

平成22年3月24日

安城市議会議員	神	谷	昌	宏
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	桐	生	則	江
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例(昭和42年条例第47号)の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「経済環境部」を「産業振興部、環境部」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、市の組織改正に伴い、必要があるため。

議員提出第2号議案

外国人へ参政権を付与することに反対する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	山	本	允
〃	深	津	忠男
〃	松	浦	満康
〃	武	田	文男
〃	早	川	建一
〃	畔	柳	秀久

—提案理由—

この案を提出したのは、憲法及び最高裁判所の判決に鑑み、外国人へ参政権を付与しないよう国へ要望するため。

外国人へ参政権を付与することに反対する意見書

国家とは政治的な運命共同体ですから、我が国の運命に責任を持たない外国人には、たとえ地方選挙権であっても認めることはできません。もしも、外国人に参政権を付与した場合、様々な危惧が生じる恐れがあります。例えば、住民の少ない市町で、外国人が大挙して住民登録すれば、市町村長や議員の選挙で強い影響力を及ぼします。また、地方自治体の教育行政や福祉行政等にも住民の意向に影響力を及ぼすことも考えられます。現に、外国資本による土地の買い占めが進行している地域などでは、現実となる可能性があります。

日本国憲法第15条第1項で参政権は国民固有の権利と定めており、第93条第2項でも地方参政権はその自治体の住民が選挙すると定め、平成7年2月28日の最高裁判所判決で「住民は日本国民を意味する」としています。憲法や最高裁判所の判決でも外国人に対して参政権を認めていません。

以上の趣旨から、以下のことを要望します。

1. 外国人へ参政権を付与することに反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第3号議案

夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	畔	柳	秀	久
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	山	本		允
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一

—提案理由—

この案を提出したのは、夫婦同姓は国民生活に根付いており、家族としての一体感の基となっているため、夫婦別姓を容認しないよう国へ要望するため。

夫婦別姓を容認する法案に反対する意見書

明治4年に戸籍法を定めて以来、すべての国民が姓を名乗るようになり、我が国は凡そ150年間かけて夫婦同姓に基づく近代的家族制度を築いて来ました。家族が同じ一つの姓(苗字)を持って日々を営む生活は、国民生活にすっかり根付き、家族の大切な絆の基となっています。

夫婦別姓は夫婦の心理的な一体感を損なう恐れがあります。また、子供たちは姓の違う父母を持つことも生じます。このような家族は家族としての一体感を保って行くことができるか非常な不安を感じます。果たして家族の連帯感を維持できるのでしょうか。

また、法律上、行政上の手続きも煩雑になり、地方自治体の行政負担も無視できません。

北朝鮮に子供や兄弟を拉致された家族が命掛けで闘う姿に、私たち国民は改めて思い知らされましたように、国民一人ひとりにとって家族は掛け替えのない最後の拠り所です。

上記の趣旨から、以下のことを要望します。

1. 夫婦別姓を容認するような法案に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第4号議案

地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	桐	生	則	江
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	神	谷	昌	宏
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、議員年金の公費負担を今以上とすることなく最小限に留めるため、この制度を廃止とし、廃止に当たっては受給者及び現会員に対する十分な保障がされるよう国へ要望するため。

地方議会議員年金制度の廃止を求める意見書

地方議会議員の年金財政は、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等による議員数の大幅な減少と受給者の増加により急速に悪化し、平成14年及び18年の2度にわたり自助努力の限界ともいえる大幅な掛金の引上げと給付の引下げが行われたものの、合併特例法の規定に基づく激変緩和措置が不十分であったことから、平成23年度には積立金が枯渇し破綻が確実視されている。

会員においては、掛金の引上げや給付の引下げはすでに限界に達しており、今後、地方自治法の改正による議員定数の上限撤廃や議会改革が一層進むことから、地方議会議員の総数は減少の一途をたどり、議員年金制度の財政悪化は更に加速することが容易に想像できるものである。

そのため、公費負担を今以上とすることなく最小限に留めるためにも、廃止を強く要望するとともに、廃止に当たっては、平成18年に廃止された国会議員互助年金制度に準じた措置を取ることとし、受給者及び現会員に対する十分な保障がされるよう重ねて要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第5号議案

歯科医療の充実に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	永	田	敦	史
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	桐	生	則	江
〃	山	本		允
〃	神	谷	昌	宏
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、歯科診療の患者窓口負担を軽減するなど、国民が安心して良質かつ適正な歯科医療を受けられる措置を講ずるよう国へ要望するため。

歯科医療の充実に関する意見書

そしゃく能力や口腔機能を維持することは、全身の健康の増進や生活の質の向上（ＱＯＬ）に効果があり、国民医療費の抑制に役立っていることが８０２０運動によって実証されており、歯や口腔を健康に保つことは、国民の健康維持に不可欠と言える。

しかしながら、深刻さを増す不況により受診を控えたりする患者も増加し、また、医療技術の進歩に伴う新しい治療行為の多くが保険給付の対象とされていないことから、患者の窓口負担が大きく、歯科診療が受けにくくなっている。そのため、多くの国民は医療費の窓口負担軽減と歯科の保険給付範囲の拡大を強く望んでいる。

また、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しく、離職や雇用不安が増大し、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれていることから、歯科医療に関する技術の進展や保険医療における歯科の位置づけの重要性を再考し、適正な技術評価を行うことが求められている。

よって、国においては、患者窓口負担を軽減するなど、国民が安心して良質かつ適正な歯科医療を受けられる措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年３月２４日

安 城 市 議 会

議員提出第6号議案

教員免許更新制の存続を求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	早	川	建	一
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	桐	生	則	江
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	神	谷	昌	宏
〃	武	田	文	男
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制の存続を国へ要望するため。

教員免許更新制の存続を求める意見書

平成21年度より教員免許の更新制度がスタートしました。教員免許更新制は、一定期間ごとに教員が技術や知識を得る機会が保障され、時代の変化に的確に対応した教員を養成し、技能を向上させる上で必要不可欠なものです。制度導入にあたっては、教育改革の根幹をなすものとして、大きな期待が集まっています。

ところが、政府は、昨年10月に教員免許制度の抜本的な見直しを表明し、平成22年度予算に、教員免許更新制の効果検証などを含めた調査・検討事業の経費を計上しました。

この制度は、本格実施から1年も経過しておらず、成果や課題も十分にまとめられていないのが現状です。また、自己負担で講習を受けた教職員への補償についても検討がなされていません。改革の方向性も示されないまま「抜本の見直し」だけが表明されている現状では、学校現場の混乱に拍車がかかることも懸念されます。

質の高い教員を確保し、国民の負託にこたえる教育水準を維持・発展させるためにも、教員免許更新制の存続を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第7号議案

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	武	田	文	男
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	桐	生	則	江
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	神	谷	昌	宏
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、子ども手当は国の責任として実施し、国と地方の役割分担の在り方を国へ要望するため。

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

平成22年度予算案に、中学卒業まで1人あたり月額1万3千円の「子ども手当」の支給が盛り込まれました。給付費総額は2兆2,554億円となり、平成23年度以降は子ども1人あたり月額2万6千円の支給となるため、更なる財源の確保が必要となります。また、平成22年度は児童手当を支給する仕組みとするため、地方・事業主負担も求められることとなりました。

よって、国におかれては、以下の事項に特段の配慮がなされるよう強く求めます。

1. 平成23年度以降の子ども手当は、国の責任として実施すべきであり、全額国庫負担とすること。
2. 子ども手当によって目指す国の中長期のビジョンと平成23年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
3. 子ども手当のような現金の直接支給だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。
4. 平成23年度以降の子ども手当の制度設計については、国と地方の役割分担の在り方を明確化すること。また、国と地方の十分な意見交換の場を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第8号議案

経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	神	谷	昌	宏
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	桐	生	則	江
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、現下の経済情勢を克服し、デフレ脱却と経済の安定的成長を実現するために、国民に対して実効性ある対策を早急かつ的確に打ち出すよう国へ要望するため。

経済・金融不安から国民生活・雇用を守ることを求める意見書

政府は昨年11月20日に、日本経済が「デフレ」状態にあると3年5ヶ月ぶりに宣言しました。加えて急激な円高も未だに解消されておらず、2番底が来るとさえ言われています。その結果、輸入品価格が下がり、デフレに拍車がかかっているのが現状です。また、日本経済を下支えする中小及び零細の製造業などが円高の影響と、いわゆるトヨタショックの影響により生産を縮小或いは廃業せざるを得なくなってきています。経済情勢の悪化は、国民生活や雇用情勢への悪影響へとつながり、日本経済は危機的な状況に面しています。

現下の経済情勢を克服し、デフレ脱却と経済の安定的成長を実現するためには、政府が強力なリーダーシップを発揮し、国民に対して実効性ある対策を早急かつ的確に打ち出す必要が求められています。

よって、国会および政府におかれては、以下の対策を早急に実行することを強く求めます。

1. 急激な円高による影響を緩和する中小及び零細企業金融対策を充実・強化すること
2. 雇用調整助成金制度の拡充などによる雇用の維持・確保と、長期失業者に対する職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援を充実させること
3. デフレ脱却と経済の安定成長を実現するマクロ経済政策を早急に策定すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年3月24日

安城市議会

議員提出第9号議案

女性特有のがん検診推進事業に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成22年3月24日

安城市議会議員	桐	生	則	江
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	山	本		允
〃	永	田	敦	史
〃	神	谷	昌	宏
〃	武	田	文	男
〃	早	川	建	一
〃	畔	柳	秀	久

—提案理由—

この案を提出したのは、女性特有のがん検診推進事業については全額国庫補助を継続することを国へ要望するため。

女性特有のがん検診推進事業に関する意見書

国民の約3分の1ががんで死亡するなど、がんが国民の生命・健康にとって重大な問題となっていることから、がんを早期に発見し、早期に治療に結びつけるというがん検診は今後ますます重要となってくる。

国では、がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、がん検診の受診率を5年以内に50%以上とすることを目標としている。

子育て世代の女性の患者が増加している子宮頸がん、乳がんについては、特に検診の受診率が低いため、全額国庫補助による「女性特有のがん検診推進事業」が創設され、今年度、全国の市町村で実施し、一定の成果が認められるところである。

しかし、この事業については対象年齢が限られており、当初より少なくとも5年間継続して実施しなければ不公平となるという意見も多く聞かれた。

そのような状況の中、平成22年度国家予算案において、「女性特有のがん検診推進事業」に対する補助率を2分の1とすることが示された。今年度国のイニシアチブのもとで実施された「女性特有のがん検診推進事業」について、事前に協議することもなく一方的に地方負担を求めることは非常に遺憾である。

よって、安城市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を早急に実現するよう強く要望する。

1. 「女性特有のがん検診推進事業」については次年度以降も全額国庫補助を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月24日

安城市議会